

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

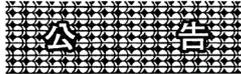
その関係図面は、告示の日から令和8年3月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月5日

長野県北信建設事務所長 西山 広一

- (1) 路線名 403号
 - (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字矢捨平1668番の3地先から
飯山市大字照岡字そりめ813番の2地先まで
 - (3) 供用を開始する期日 令和8年3月5日
- (1) 路線名 箕作飯山線
 - (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字矢捨平1668番の3地先から
飯山市大字照岡字そりめ813番の2地先まで
 - (3) 供用を開始する期日 令和8年3月5日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る調達産品等の種類及び数量
工業技術総合センター以下12施設で使用する電気
予定契約電力1,527kW及び予定使用電力量3,817,000kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名称 長野県産業労働部産業政策課
 - 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
令和8年2月19日
- 落札者の名称及び所在地
 - 名称 伊藤忠エネクス株式会社
 - 所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- 落札金額
79,341,328円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
令和8年1月8日

産業政策課

公告

県営北城南部地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営北城南部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年3月6日から令和8年3月25日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

農地整備課

公告

県営川田長原地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営川田長原地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年3月6日から令和8年3月25日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

農地整備課